

財務大臣 中川 昭一 殿

平成21年1月15日  
全国青年税理士連盟  
会長 菅原 祥元  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5 - 21 - 12  
代々木リビン401号  
電話 03 - 3354 - 4162

## 「退職国税職員の天下り」廃止の要望書

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約3,000名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

さて、昨年12月に国税庁より退職国税職員に対する税理士顧問先斡旋の状況が公表されました。そこで、行政改革、公務員制度改革の一環として「退職国税職員の天下り」について提言すべく、要望をさせていただきます。

(改正意見)

国家公務員の天下り規制の一環として、「退職国税職員の天下り」を廃止することを強く要望します。

(要望理由)

「退職国税職員の天下り」は、国家公務員である現役国税職員と民間人である退職国税職員(国税OB税理士)との癒着を懸念させ、税務行政、税理士制度に対する国民の信頼を損なうものであり、構造改革に逆行するものであります。

「退職国税職員の天下り」とは、国税職員が一定期間の行政実務経験をもって税理士試験を受験することなく特権的に税理士資格を取得し、退職に際し国税当局から税理士顧問先の斡旋を受けることをいいます。

## 1. 退職国税職員の天下りの現状

平成20年7月退職者に対して各国税局等が行った税理士顧問先等あっせん状況の概要は以下のとおりです。(平成20年12月国税庁公表)

(1) あっせんを行った退職職員の数	402名 (全国計)
(2) あっせんを行った退職職員一人当たりの平均あっせん企業等の数	7.9件 (全国平均)
(3) あっせんを行った退職職員一人当たりの平均月額報酬等の額	49.0万円 (全国平均)

### 年間ベースで総額23億円になります

1. 国税庁の人事課により、早期退職国税職員に対して、退職後の所得補償として税理士顧問先の斡旋行為が行われております。この斡旋行為は、まさに民間企業への「押し付け」であり、実質上、国家公務員の民間企業への再就職（いわゆる「天下り」）と同様の問題を含んでおります。
1. 国税庁は、斡旋は民間企業からの需要に基づくものと説明しておりますが、民間企業が高い報酬を支払ってでも国税OB税理士を受け入れる理由は、税務行政の便宜を期待してのものとの疑念があります。また、仮に企業側からの要請があったとしても、特定の企業の要請に応じることは国民全体の奉仕者としての利益に専念しなければならないとする国家公務員のサービスの根本基準を定めた国家公務員法96条及び「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」とする憲法15条2項の趣旨に反することになります。
1. 国税当局は退職職員に対しての顧問先斡旋のため、調査部門等から情報を収集し斡旋するために適当な企業リストを作成して斡旋先企業を選定しているとのことですが、これが事実とすれば、この情報の収集提供は、職務上問題があると考えます。
1. この斡旋行為は租税に関わる公共性の高い税理士制度の信頼性を大きく損なうこととなります。また、国税当局が国民・納税者の信頼を失うようなことになれば、納税義務の適正な実現を図ることが不可能となると考えます。

以 上